



# 山形県公報

平成25年5月28日（火）  
第2447号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………（健康福祉企画課）…679
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（同）…680
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（砂防・災害対策課）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）…681

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則14-4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則……………同

### 公 告

- 平成25年度山形県登録販売者試験の実施……………（健康福祉企画課）…683
- 大規模小売店舗の廃止の届出……………（商業・まちづくり振興課）…同
- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）…同
- 同……………（庄内総合支庁建築課）…686

## 告 示

### 山形県告示第546号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
たかはた内科医院  
東置賜郡高島町大字福沢字鎌塚台163番1
- (2) 届出の内容

| 指定医療機関の名称 |          | 変更年月日      |
|-----------|----------|------------|
| 変 更 前     | 変 更 後    |            |
| 宮田医院      | たかはた内科医院 | 平成25. 4. 1 |

- 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
湖山病院訪問看護ステーション  
東置賜郡川西町大字下奥田字穴澤平3796番地20号

(2) 届出の内容

| 指定医療機関の名称    |                | 変更年月日      |
|--------------|----------------|------------|
| 変 更 前        | 変 更 後          |            |
| 川西訪問看護ステーション | 湖山病院訪問看護ステーション | 平成25. 4. 1 |

山形県告示第547号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称                | 施設又は実施する事業の種類                | 指定介護機関の所在地         | 指定年月日      |
|--------------------------|------------------------------|--------------------|------------|
| 株式会社サン十字ハートケアひなた訪問介護サービス | 訪 問 介 護<br>介護予防訪問介護          | 長井市大町1番21号         | 平成25. 5. 1 |
| 短期入所生活介護事業所 福寿乃郷         | 短期入所生活介護<br>介護予防短期入所<br>生活介護 | 山形市飯田二丁目7番30号      | 同          |
| 居宅介護支援事業所 福寿乃郷           | 居 宅 介 護 支 援                  | 山形市飯田二丁目7番30号      | 同          |
| 指定居宅介護支援事業所ひのき           | 居 宅 介 護 支 援                  | 西置賜郡白鷹町大字菖蒲104番地の1 | 同          |
| 特別養護老人ホーム 福寿乃郷           | 介護老人福祉施設                     | 山形市飯田二丁目7番30号      | 同          |

山形県告示第548号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成25年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 区域の名称 若あゆ温泉

(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から4号までを順次結んだ線及び標柱1号と4号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市 町 村     | 大 字 | 字    | 地 番  | 標 柱 番 号  |
|-------------|-----|------|------|----------|
| 最 上 郡 舟 形 町 | 長 沢 | スルス沢 | 8067 | 1号から4号まで |

2 (1) 区域の名称 烏川

(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市   | 町 村   | 大 字 | 字     | 地 番     | 標 柱 番 号  |
|-------|-------|-----|-------|---------|----------|
| 最 上 郡 | 大 蔵 村 | 赤 松 | 沖 ノ 洞 | 1623－ 1 | 1 号      |
|       |       |     |       | 1610－ 1 | 2 号及び3 号 |
|       |       |     |       | 1637－ 1 | 4 号      |
|       |       |     | 烏 川   | 991－ 3  | 5 号      |
|       |       |     |       | 990     | 6 号      |
|       |       |     |       | 989     | 7 号      |
|       |       |     |       | 988     | 8 号      |
|       |       |     |       | 987     | 9 号及び10号 |

**山形県告示第549号**

次の開発行為は、完了した。

平成25年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成24年12月27日 指令村総建第5033号

2 開発区域に含まれる地域の名称

寒河江市大字寒河江字鶴田35番1、35番3、35番4、35番5、35番7、35番8、35番9、35番10、35番11、35番12、35番13、35番14、35番15、35番16、35番17、35番18、35番19、35番20、35番21、35番22、35番23、35番24、35番25、35番26、35番27、35番28、35番29、35番30、35番31、35番32、35番33、35番34、35番35、35番36、36番2、36番4、37番1、37番4、37番5

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

寒河江市本町一丁目9番17号

チェリー不動産株式会社

**人事委員会関係**

**規 則**

山形県人事委員会規則14－4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年5月28日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 安 孫 子 俊 彦

別表第1山形市市長部局の項中「、参事」を削り、「秘書課、行革推進課、財政課、職員課」を「総務課」に改め、「、調整主幹（行革推進課及び職員課に置くものに限る。）」を削り、「人事係長」を「行政経営係長、人事係長」に改め、同表山形市教育委員会事務局の項中「、総括主幹（管理課に置くものに限る。）」を削り、同表酒田市議会

事務局の項中

事務局長、次長

を

事務局長

に改め、

同表酒田市市長部局の項中「行政組織に関する事務を担当するもの及び職員課に置く」を「職員の人事に関する事務を担当する」に改め、同表酒田市教育委員会事務局の項中

|  |      |           |   |
|--|------|-----------|---|
|  | 図書館  | 館長        | を |
|  | 高等学校 | 校長、教頭、事務長 |   |

|  |     |    |             |
|--|-----|----|-------------|
|  | 図書館 | 館長 | に改め、同表酒田市監査 |
|--|-----|----|-------------|

委員事務局の項中 

|         |
|---------|
| 事務局長、次長 |
|---------|

 を 

|      |
|------|
| 事務局長 |
|------|

 に改め、同表

新庄市市長部局の項中「、福祉事務所長」を削り、同表上市市市長部局の項中「限る。）」を「限る。）」及び副主幹（庶務課に置くもので職員の人事に関する事務を担当するものに限る。）」に改め、同表天童市市長部局の項中「行財政改革推進監」を「政策調整監」に改め、同表真室川町町長部局の項中

|    |   |               |                |
|----|---|---------------|----------------|
| 課長 | を | 課長（課付課長を除く。）」 | に改め、同表大蔵村村長部局の |
|----|---|---------------|----------------|

項中「主幹」を「主幹、室長」に改め、同表白鷹町町長部局の項中 

|                 |
|-----------------|
| 課長（課付課長を除く。）、主幹 |
|-----------------|

 を

|    |       |
|----|-------|
| 課長 | に改める。 |
|----|-------|

別表第2 北村山広域行政事務組合の項中

|             |         |          |   |
|-------------|---------|----------|---|
| 北村山広域行政事務組合 | 管理者部局   | 事務局長     | を |
|             | 教育委員会部局 | 教育長、総務課長 |   |

|             |         |          |         |
|-------------|---------|----------|---------|
| 北村山広域行政事務組合 | 教育委員会部局 | 教育長、総務課長 | に改め、同表中 |
|-------------|---------|----------|---------|

|                |         |               |   |
|----------------|---------|---------------|---|
| 山形県後期高齢者医療広域連合 | 広域連合長部局 | 事務局長、事務局次長、課長 | を |
|                | 会計室     | 会計管理者、室長      |   |

|                |         |               |       |
|----------------|---------|---------------|-------|
| 山形県後期高齢者医療広域連合 | 広域連合長部局 | 事務局長、事務局次長、課長 | に改める。 |
|                | 会計室     | 会計管理者、室長      |       |

|          |         |      |
|----------|---------|------|
| 最上地区広域連合 | 広域連合長部局 | 事務局長 |
|----------|---------|------|

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定により、平成25年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成25年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

(1) 日時 平成25年8月28日（水） 午前10時30分から午後4時まで

(2) 場所 山形市香澄町三丁目4番5号 山形国際ホテル

2 受験手続

受験願書を平成25年5月28日（火）から同年6月28日（金）までの間に、山形市松波二丁目8番1号健康福祉部健康福祉企画課に提出すること（郵送による提出の場合は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。）。

3 その他

詳細については、健康福祉部健康福祉企画課（電話023(630)2332）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成25年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

代表取締役 宮地邦明

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルマート中田店

米沢市中田町大字西三幕564番地

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（廃止前）1,490平方メートル

（廃止後） 0平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日

平成25年4月30日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成25年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地               | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                        |                                        |                                        | 摘要      |                                        |                                        |
|--------------|-------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|---------|----------------------------------------|----------------------------------------|
|              |                   | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を<br>超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を<br>超え158,000円<br>以下の者 |         | 収入が158,000円<br>を<br>超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を<br>超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営玉の木アパート    | 米沢市通町八丁目2-95      | 3DK  | 55.7                          | 1    | 一般用 | 14,000円                 | 16,100円                                | 18,400円                                | 20,800円                                | 23,800円 | 27,500円                                | 3月分の家賃に相当する額                           |
| 同 成島アパート1号   | 同 成島町三丁目2-96      | 同    | 58.0                          | 1    | 同   | 15,500                  | 17,900                                 | 20,500                                 | 23,100                                 | 26,400  | 30,400                                 |                                        |
| 同 米沢中央アパート2号 | 同 中央七丁目5-77       | 同    | 68.7                          | 1    | 同   | 21,800                  | 25,200                                 | 28,800                                 | 32,500                                 | 37,100  | 42,800                                 |                                        |
| 同 中田第一アパート3号 | 同 中田町658-3        | 同    | 69.9                          | 1    | 同   | 23,000                  | 26,600                                 | 30,400                                 | 34,300                                 | 39,200  | 45,200                                 |                                        |
| 同 相生アパート3号   | 同 相生町7-65         | 同    | 72.9                          | 3    | 同   | 23,600                  | 27,300                                 | 31,200                                 | 35,200                                 | 40,200  | 46,400                                 |                                        |
| 同 大町アパート     | 東置賜郡高島町大字高島695-12 | 同    | 58.0                          | 1    | 同   | 13,900                  | 16,100                                 | 18,400                                 | 20,800                                 | 23,700  | 27,400                                 |                                        |
| 同 舘之北アパート    | 同 川西町大字中小松3017-1  | 同    | 70.7                          | 1    | 同   | 20,300                  | 23,400                                 | 26,800                                 | 30,200                                 | 34,600  | 39,900                                 |                                        |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。  
イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成25年6月3日から同月7日まで（土・日曜日は休館日になります）（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は、平成25年6月7日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
米沢市金池七丁目1番50号  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成25年8月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成25年5月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子



1 県営住宅の名称等

| 名称         | 所在地              | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    |                                    | 摘要           |
|------------|------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------|
|            |                  | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |              |
| 県営美原アパート1号 | 鶴岡市美原町18-1       | 3DK  | 74.2                          | 1    | 一般用 | 19,500                  | 22,500                             | 25,800                             | 29,100                             | 33,200                             | 38,300                             | 3月分の家賃に相当する額 |
| 同 東部アパート1号 | 同 朝陽町6-25        | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 14,200                  | 16,400                             | 18,800                             | 21,200                             | 24,200                             | 28,000                             |              |
| 同 茅原アパート1号 | 同 茅原字草見鶴16-1     | 同    | 63.5                          | 1    | 同   | 17,100                  | 19,800                             | 22,600                             | 25,500                             | 29,200                             | 33,700                             |              |
| 同 2号       | 同                | 4DK  | 71.5                          | 1    | 同   | 19,600                  | 22,600                             | 25,900                             | 29,200                             | 33,400                             | 38,500                             |              |
| 同 川南アパート1号 | 酒田市若宮町二丁目1-1     | 2DK  | 51.2                          | 1    | 同   | 15,500                  | 17,900                             | 20,500                             | 23,100                             | 26,400                             | 30,400                             |              |
| 同 5号       | 同 1-5            | 3K   | 55.7                          | 1    | 同   | 17,000                  | 19,600                             | 22,500                             | 25,400                             | 29,000                             | 33,400                             |              |
| 同 東泉アパート3号 | 同 東泉町四丁目15-22    | 3DK  | 64.2                          | 1    | 同   | 18,900                  | 21,900                             | 25,000                             | 28,200                             | 32,200                             | 37,200                             |              |
| 同 鳥海アパート1号 | 同 富士見町三丁目2-118   | 同    | 69.2                          | 1    | 同   | 23,000                  | 26,500                             | 30,300                             | 34,200                             | 39,100                             | 45,100                             |              |
| 同 2号       | 同                | 同    | 69.2                          | 1    | 同   | 23,200                  | 26,800                             | 30,700                             | 34,600                             | 39,600                             | 45,700                             |              |
| 同 余目アパート   | 東田川郡庄内町余目字大塚93-1 | 同    | 62.6                          | 1    | 同   | 16,300                  | 18,800                             | 21,600                             | 24,300                             | 27,800                             | 32,100                             |              |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成25年6月5日から同月11日まで（土・日曜日は休館日となります。）（受付時間 午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は平成25年6月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成25年8月上旬